

あなたの生活を支援します

日常生活自立支援事業

誰に相談したら
いいのだろう？



お金をきちんと
支払っているか心配だ。



心配なこと、
悩んでいること
お聞かせください！

大切な通帳を
なくしてしまわないか
不安だ。



福祉サービスを利用するための手続きのお手伝いや
金銭管理サービスを通じて、皆さんの生活を応援します。

※地域福祉権利擁護事業から名称を変更しました。



社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

三重県日常生活自立支援センター

? どんなサービスがあるの？



次の3つのサービスを提供します。

福祉サービスの利用援助 (基本サービス)

福祉サービスの利用に関する助言や、その手続きのお手伝いをします。

こんな心配ごと・悩みごとはありませんか？

- 自分に使える福祉サービスってあるのかな？
- 利用してみたいけど、手続きがよく分からない。

こんなお手伝いをします

- 福祉サービスに関する情報提供や助言
- 福祉サービスの利用をはじめたり、やめたりするときの手続き
- 苦情を申し出るためのお手伝い など



日常的金銭管理サービス (追加サービス①)

日常生活に必要な預貯金の払戻し、預入れ、各種支払いのお手伝いをします。

こんな心配ごと・悩みごとはありませんか？

- 公共料金の支払いが滞りがちになってしまい、今後きちんと支払いたい。
- 銀行での払戻し、預入れなどの手続きが不安だな…。

こんなお手伝いをします

- 年金や各種手当を受取る手続き
- 税金・社会保険料・医療費・福祉サービス利用料・公共料金・家賃などの支払い
- 日常生活に必要な預貯金の払戻し・預入れ など



書類等預かりサービス (追加サービス②)

大切な書類を金庫にて保管します。

こんな心配ごと・悩みごとはありませんか？

- 通帳を何度も紛失してしまうので代わりに預かってほしい。
- 重要な書類を手元に置いておくのには不安がある。

次の書類を金庫で保管します

- 通帳・年金証書・保険証書・不動産権利書・契約書・実印・銀行印・クレジットカード など

※ 宝石・書画・貴金属・骨董品は預かることができません。



^{ひと} ^り ^{よう} どのような人が利用できますか？



必要な福祉サービスについて適切に判断することに不安がある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの方が対象です。ただし、本人との契約に基づいてサービスを提供いたしますので、利用意思と契約内容への理解が必要です。

^て ^つ ^だ ^{ひと} ^だ ^れ お手伝いする人は誰ですか？



社会福祉協議会の職員（専門員・生活支援員・推進員）が協力して、お手伝いします。

^{せん} ^{もん} ^{いん}
専門員



心配ごとや悩みごとについて相談を受けます。そして、お手伝いの内容が書かれた支援計画を本人の希望のもと作成します。契約後は、定期的（半年に1回程度）に本人を訪問して支援内容が本人に合っているかを確認します。

^{せいかつ} ^し ^{えん} ^{いん}
生活支援員



支援計画に基づいて定期的に訪問し、福祉サービスの利用手続きや預貯金を出金し生活に必要な各種支払いをします。

^{すい} ^{しん} ^{いん}
推進員



専門員・生活支援員と協力し、お手伝いがスムーズに行えるように調整をします。



りよう

利用するにはどうしたらいいですか？

 あなたがお住まいの地域にある社会福祉協議会等へ相談してください。
社会福祉協議会の連絡先は、裏面をご覧ください。

手続きの流れ	手続きの内容
① 相談受付	心配ごと・悩みごとなどについてお話をうかがいます。 うかがった内容は、許可なく第三者にもりません。 
② 訪問調査・打合せ	専門員がご自宅を訪問し詳しくお話をうかがいます。 ・今後の生活を一緒に考え、支援計画を作成します。 ・訪問時に本人の様子・利用意思・判断能力を確認します。 ・契約締結審査会 ^(※1) にて審査が必要となることもあります。
③ 契約締結	本人と契約を結びます。 お手伝いの内容や約束ごとが書かれた契約書と支援計画書の内容を確認していただき、契約を結びます。 
④ 支援開始	生活支援員が支援計画に基づいて本人を訪問し、お手伝いをします。 ^(※2)

※1 三重県社会福祉協議会内に設置され、法律・医療・福祉分野の専門家2名ずつで構成されます。本人の契約を締結する能力の判定などを行います。

※2 専門員は、本人を訪問し支援計画の再評価を行います。再評価は、契約の3か月後、その後6か月ごとに本人を訪問して行います。



利用料はいくらですか？



援助の内容	利用料
① 福祉サービスの利用援助	1 回（1 時間程度）1,000円
② 日常的金銭管理サービス	

※契約を締結するまでの相談や、支援計画の作成などは無料です。

※生活保護を受給している方は、利用料が免除されます。

※市町民税非課税で預貯金が200万円未満の方は、利用料が減免されます。

③ 書類等預かりサービス	年間3,000円（250円/月）
--------------	------------------



苦情を言いたいときはどうしたらいいですか？



専門員・生活支援員・推進員が苦情をお聞きします。直接言いづらいときは、福祉サービス運営適正化委員会に申し出ることもできます。

苦情をお聞きします

福祉サービス運営適正化委員会
☎ 059-224-8111



成年後見制度とは何が違うのですか？



日常生活自立支援事業と成年後見制度とでは、本人のためにできることの範囲が異なります。成年後見制度は、本人のための身上監護や財産管理を行うものです。日常生活自立支援事業を契約（継続）するための判断能力がない場合には、成年後見制度の利用を支援します。

田畑を売却してお家をリフォームしたいけど、何からはじめていいかわからないわ。



判断能力が十分でなく、重要な法律行為（契約の締結や取消しなど）を行う必要がある場合も成年後見制度の利用を検討されるのが望ましいでしょう。

★^{そう だん}ご相談はこちらまで。

^すお住まいの^{ち い き}地域の^{にちじょうせい かつ じ りつ し えん}日常生活自立支援センターへ^{き が る}お気軽に！

お住まいの市町	連絡先	電話番号
桑名市・東員町・木曽岬町	桑員日常生活自立支援センター (桑名市社会福祉協議会)	0594-23-2856
いなべ市	いなべ日常生活自立支援センター (いなべ市社会福祉協議会)	0594-72-8077
四日市市・朝日町・川越町	三泗日常生活自立支援センター (四日市市社会福祉協議会)	059-354-2433
菰野町	菰野日常生活自立支援センター (菰野町社会福祉協議会)	059-394-1294
鈴鹿市	鈴鹿日常生活自立支援センター (鈴鹿市社会福祉協議会)	059-382-7707
亀山市	亀山日常生活自立支援センター (亀山市社会福祉協議会)	0595-82-7985
津市	津日常生活自立支援センター (津市社会福祉協議会)	059-213-7111
松阪市・明和町・多気町・大台町	松阪多気日常生活自立支援センター (松阪市社会福祉協議会)	0598-22-3715
伊勢市・玉城町・度会町・大紀町	伊勢日常生活自立支援センター (伊勢市社会福祉協議会)	0596-20-8618
鳥羽市	鳥羽日常生活自立支援センター (鳥羽市社会福祉協議会)	0599-25-1188
志摩市・南伊勢町	志摩日常生活自立支援センター (志摩市社会福祉協議会)	0599-65-7058
伊賀市	いが日常生活自立支援センター (伊賀市社会福祉協議会)	0595-21-9970
名張市	なばり日常生活自立支援センター (名張市社会福祉協議会)	0595-64-1526
尾鷲市・紀北町	きほく日常生活自立支援センター (尾鷲市社会福祉協議会)	0597-23-3877
熊野市・御浜町・紀宝町	紀南日常生活自立支援センター (熊野市社会福祉協議会)	0597-89-1132

発行



社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131 Tel 059-213-1223

Fax 059-227-6618